

近江八幡市外国人介護人材受入支援事業補助金

近江八幡市では、介護人材の確保に向け、市内の介護サービス事業者が外国人の技能実習生を受入れる際にかかる費用の一部について補助します。

1. 補助対象事業者等

外国人技能実習生の受入れを行う市内に介護保険サービス事業所を運営する法人

(訪問系サービス事業所は除く)

令和7年4月1日より、一定の条件を満たすことで、訪問系サービスへの従事が認められる変更がありました。

2. 補助対象経費

法人が面接等により技能実習生を選抜してから、受入事業所に就労するまでの期間に監理団体へ支払う以下の費用

- (1) 技能実習計画の作成及び申請費用
- (2) 入国前の日本語研修及び介護実技研修に要する費用
- (3) 在留資格の申請書類作成に係る費用
- (4) 入国後講習に係る費用 等

3. 補助金額

補助対象経費の1/2以内の額。技能実習生1人につき上限20万円。

4. 申請方法・提出書類

次の書類を介護保険課に提出してください

- (1) 近江八幡市外国人介護人材受入支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 技能実習生の管理に係る監理団体との契約書の写し
- (3) 対象経費の確認ができる書類

補助事業の詳細、申請等は下記までお問合せください

近江八幡市外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱第11条で、実績報告書の提出期日については、技能実習生が就労した日の属する月の翌々月の末日又は就労した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとされています。そのため、交付申請書(実績報告書よりも先に手続きを要する書類)の提出は、就労されてから速やかにご提出ください。

＜問い合わせ・申請先＞

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課
〒523-0082 近江八幡市土田町1313番地
TEL 0748-33-3511
FAX 0748-31-2037
Eメール 010804@city.omihachiman.lg.jp

近江八幡市介護職員等家賃補助金

近江八幡市では、介護人材の確保及び定着の促進を図るため、市内の介護事業所が新たに雇用する介護職員等に対し、特別住宅手当(※住宅手当に上乗せして支給する給与)を支給する費用について補助します。

1. 補助対象事業者等

市内で介護事業所を運営し、介護職員等を雇用する法人

2. 補助対象経費

以下に該当する介護職員等に支払う特別住宅手当

- (1)令和 2 年 4 月 1 日以降に本市に転入し、住民基本台帳に記載されている者
- (2)転入後 1 年以内に市内介護事業所に雇用された者(同一法人内の異動を除く)
- (3)就労開始の日から 1 年以上継続して就労の見込みのある者
- (4)週 20 時間以上の就労が見込まれる者であること
- (5)市税等を滞納していないこと 等

3. 補助金額

対象年度において、補助金交付対象者が全ての補助対象職員に対し、当該年度中に支給する特別住宅手当に相当する額。ただし、1 補助対象職員かつ 1 月につき、家賃の月額から住宅手当を除いた額の 2 分の 1 と 1 万円の少ない方の額

※補助金の交付は年度単位とします

4. 申請方法・提出書類

次の書類を介護保険課に提出してください

- (1)補助金交付申請書
- (2)近江八幡市介護職員等家賃補助金事業計画書(別記様式第 1 号)
- (3)近江八幡市介護職員等家賃補助金事業収支予算書(別記様式第 2 号)
- (4)対象職員に係る不動産賃貸借契約書の写し
- (5)対象職員に係る雇用契約書の写し
- (6)対象職員に係る住宅手当及び特別住宅手当の額を証する書類
- (7)同意書(別記様式第 3 号) 等

補助事業の詳細、申請等は下記までお問合せください

<問い合わせ・申請先>

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課

〒523-0082 近江八幡市土田町1313番地

TEL 0748-33-3511

FAX 0748-31-2037

Eメール 010804@city.omihachiman.lg.jp

近江八幡市介護人材再就職支援事業補助金

近江八幡市では、介護人材の確保に向け、介護職員として一定の知識及び経験を有する人が再就職する際に必要となる費用の一部について補助します。

1. 補助対象者等

市内の介護保険サービス事業所に再就職する介護職員等で以下に該当する方

- (1)過去に介護職員として1年以上実務経験があること
- (2)離職日から再就職まで6か月以上経過していること
- (3)令和2年4月1日以降に市内に所在する介護事業所に介護職員として雇用された者
- (4)就労開始の日から1年以上継続して就労見込みのある者
- (5)週20時間以上の就労が見込まれる者
- (6)市税等を滞納していないこと 等

2. 補助対象経費

補助対象者が再就職する際に必要な備品の購入、講習の受講等にかかる費用
(講習会参加費、参考図書購入費、転居費等)

3. 補助金額

補助対象経費から国その他の機関からの補助金等の額を差し引いた額

介護資格保有者 上限10万円

※交付は1回限り

その他の者 上限5万円

4. 申請方法・提出書類

次の書類を介護保険課に提出してください

- (1)近江八幡市介護人材再就職支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2)近江八幡市介護人材再就職支援事業補助金算出内訳書(別記様式第2号)
- (3)雇用契約書の写し
- (4)申請者の経歴が確認できる書類
- (5)保有資格の証明書類
- (6)補助対象経費に係る費用の支払いを証する書類 等

補助事業の詳細、申請等は下記までお問合せください

<問い合わせ・申請先>

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課

〒523-0082 近江八幡市土田町1313番地

TEL 0748-33-3511

FAX 0748-31-2037

Eメール 010804@city.omihachiman.lg.jp